

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年8月6日
【四半期会計期間】	第97期第1四半期（自平成26年4月1日至平成26年6月30日）
【会社名】	小林製薬株式会社
【英訳名】	KOBAYASHI PHARMACEUTICAL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 章浩
【本店の所在の場所】	大阪府中央区道修町四丁目4番10号
【電話番号】	06(6231)1144(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役グループ統括本社本部長 山根 聡
【最寄りの連絡場所】	大阪府中央区道修町四丁目4番10号
【電話番号】	06(6231)1144(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役グループ統括本社本部長 山根 聡
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第96期 第1四半期連結 累計期間	第97期 第1四半期連結 累計期間	第96期
会計期間	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日	自平成26年4月1日 至平成26年6月30日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日
売上高 (百万円)	27,208	27,171	127,293
経常利益 (百万円)	4,174	3,601	18,769
四半期(当期)純利益 (百万円)	2,964	2,417	12,307
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	3,972	1,665	16,386
純資産額 (百万円)	117,083	125,615	126,953
総資産額 (百万円)	154,973	166,115	170,919
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	72.39	59.15	300.55
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	75.6	75.6	74.2

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第1四半期連結累計期間のわが国の経済は、平成26年4月の消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動などにより、個人消費は厳しい状況で推移いたしました。

そうした状況のなか、当社グループは「“あったらいいな”をカタチにする」をブランドスローガンに、お客様のニーズを満たす新製品の発売や、既存製品の育成、今後の成長事業への投資に努めてまいりました。

その結果、売上高は27,171百万円（前年同期比0.1%減）、営業利益は3,327百万円（同15.6%減）、経常利益は3,601百万円（同13.7%減）、四半期純利益は2,417百万円（同18.5%減）となりました。

セグメントの業績の概要は次のとおりです。

家庭用品製造販売事業

当事業では今春、16品目の新製品を発売いたしました。なかでも四十肩・五十肩のための漢方薬「シジラック」、肌あれ・ニキビを防ぐスキンケアシリーズ「オードムーグ」、男性のシミ対策に着目したスキンケアシリーズ「メンズケシミン」、若い女性向けのかわいい芳香消臭剤「Sawaday PINKPINK（サワデーピンクピンク）」などが売上に貢献しました。

既存品では、衛生雑貨品の額用冷却シート「熱さまシート」、芳香消臭剤のインテリアフレグランス「消臭元 香るStick」や車用芳香消臭剤「クルマの消臭元クリップ」、家庭雑貨品のパイプクリーナー「サニボン泡パワー」が好調に推移しました。また米国で販売しているカイロも順調に売上を伸ばしました。

その結果、売上高は25,120百万円（前年同期比1.2%増）、セグメント利益（経常利益）は3,245百万円（同14.4%減）となりました。営業利益は3,210百万円（同14.3%減）となりました。なお、当事業のうち国際事業部の売上高は2,731百万円（同49.9%増）となりました。

（売上高の内訳）

	前第1四半期連結累計期間 （自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）		当第1四半期連結累計期間 （自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）		増減	
	金額 （百万円）	構成比 （%）	金額 （百万円）	構成比 （%）	金額 （百万円）	増減率 （%）
医薬品	5,027	20.3	5,105	20.3	78	1.6
口腔衛生品	4,105	16.5	3,683	14.6	422	10.3
衛生雑貨品	4,522	18.2	4,688	18.7	165	3.7
芳香・消臭剤	7,674	30.9	7,762	30.9	88	1.2
家庭雑貨品	939	3.8	1,180	4.7	240	25.6
食品	1,931	7.8	1,802	7.2	128	6.7
カイロ	622	2.5	897	3.6	275	44.2
合計	24,822	100.0	25,120	100.0	297	1.2

（注）1． 売上高には、セグメント間の内部売上高または振替高を含んでおり、その金額は前第1四半期連結累計期間では計740百万円、当第1四半期連結累計期間では計777百万円となっております。

2． 当第1四半期連結累計期間よりカテゴリーの一部見直しを行いました。その結果、前第1四半期連結累計期間の売上高において「第96期 第1四半期報告書」に記載のものから衛生雑貨品は249百万円増加し、食品は249百万円減少しております。

通信販売事業

当事業では、栄養補助食品、スキンケア製品等の通信販売を行っており、広告やダイレクトメールを中心とした販売促進による、新規顧客の開拓と既存顧客への購入促進に努めましたが、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動もあり、特にスキンケア製品が苦戦しました。

その結果、売上高は2,195百万円（前年同期比11.4%減）、セグメント損失（経常損失）は1百万円（前年同四半期はセグメント利益（経常利益）26百万円）となりました。営業損失は1百万円（前年同四半期は営業利益25百万円）となりました。

売上高には、セグメント間の内部売上高または振替高を含んでおりません。

医療関連事業

当事業の売上高は373百万円（前年同期比11.2%増）、セグメント利益（経常利益）は174百万円（同28.9%減）となりました。営業利益は42百万円（同30.2%減）となりました。

売上高には、セグメント間の内部売上高または振替高を含んでおりません。

その他事業

上記の3事業をサポートする当事業（運送業、合成樹脂容器の製造販売、保険代理業、不動産管理、広告企画制作等）では、各社が独立採算で経営をしているものの、3事業への利益貢献もその目的としており、資材やサービス提供についてその納入価格の見直しを適宜行いました。

その結果、売上高は1,319百万円（前年同期比32.2%増）、セグメント利益（経常利益）は300百万円（同16.2%減）となりました。営業利益は65百万円（同12.7%減）となりました。

売上高には、セグメント間の内部売上高または振替高を含んでおり、その金額は前第1四半期連結累計期間では計683百万円、当第1四半期連結累計期間では計1,059百万円となっております。

（2）財政状態に関する分析

総資産は、前連結会計年度末に比べ4,803百万円減少し、166,115百万円となりました。主な要因は、現金及び預金の減少（4,062百万円）、受取手形及び売掛金の減少（3,175百万円）、商品及び製品の増加（2,775百万円）等によるものです。

負債は、前連結会計年度末に比べ3,466百万円減少し、40,499百万円となりました。主な要因は、未払金の減少（2,320百万円）、未払法人税等の減少（2,185百万円）、流動負債のその他の増加（2,209百万円）等によるものです。

純資産は、前連結会計年度末に比べ1,337百万円減少し、125,615百万円となり、自己資本比率は75.6%となりました。主な要因は、利益剰余金の増加（886百万円）、自己株式の増加（1,499百万円）等によるものです。

（3）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

株式会社の支配に関する基本方針について

当社は、平成19年6月28日開催の第89期定時株主総会において株主の皆様の承認を受け、当社株式の大規模買付行為に関する対応策を導入し、平成25年6月27日開催の第95期定時株主総会において、株主の皆様の承認を受け、一部を変更のうえ継続いたしました。

基本方針の内容の概要

当社は上場会社である以上、当社の株式が市場で自由に取引されるべきことは当然であり、特定の者の大規模な買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような当社の株式買付提案に応じるか否かの最終判断は株主の皆様に委ねられるべきものであります。

しかし、株式の大規模な買付のなかには、専ら買付者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主の皆様の株式の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が大規模買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうと思われるものも散見されます。

当社が、企業価値の源泉を見失うことなく、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、常に中長期的な視点に立ち、参入している各事業領域でナンバーワンとなる競争力を強化する必要があります。これを当社グループが具現化できる所以は、全社員がブランド憲章を共有していると同時に、それを実現できる自由闊達でチャレンジできる社風が整っているからだと考えております。

一方、平成26年3月31日現在において、当社役員およびその関係者によって発行済株式の約30%が保有されています。しかし、当社の大株主は個人株主でもあることから各々の事情に基づき株式を譲渡その他の処分をしていく可能性は否定できません。また、今後も株式の一層の流動性の向上および株主数の増加を目的とした施策の実施もあり得ることから、その場合にはそれら株主の持株比率が低下する可能性があります。このため今後、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する株式の大規模な買付がなされる可能性を有すると考えております。

これらを考慮し、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社に対して下記 a.(a)または(b)に該当する買付け等（取締役会が友好的と認めるものを除き、以下「大規模買付行為」といいます。）が行われた際に、かかる大規模買付行為を行う者（以下「大規模買付者」といいます。）に対し、遵守すべき手続きを明確にし、株主の皆様が適切な判断を行うための時間と情報を確保するとともに、株主の皆様が経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行っていくことを可能とするため、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の継続を決定いたしました（以下当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を「本プラン」といいます。）。

基本方針の実現に資する取組みの概要

当社グループはお客様の「“あったらいいな”をカタチにする」をコーポレートブランドスローガンに掲げ、毎期、お客様に新しい価値を提供する新製品に関して業界内では類を見ない発売数を誇っております。また、各製品のコンセプトを明確にし、お客様に製品の特徴を容易に理解いただくため、わかりやすいマーケティングを実践しているのも当社の大きな特徴です。これらの施策を継続、徹底することにより業績拡大、企業価値向上が実現できるものと考えております。

当社は企業価値の最大化を実現するためには株主価値を高めることが課題であると認識し、このため迅速かつ正確な情報開示と、経営の透明性の向上に努めるため、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいりました。具体的には、社長および執行役員が経営の執行にあたる一方で、会長を議長とする取締役会が経営の監督機能を担うという体制を整備し、さらには社外取締役と社外監査役を選任することで監督機能を強化しております。

また、当社グループでは、経営陣に対して現場の生の声を直接伝える場を積極的に設ける等、誰に対しても意見が言える非常に風通しの良い社風を持ち合わせております。この社風を維持、発展させることも有効なコーポレート・ガバナンスの手段であると考えております。

当社は、上記のような企業価値向上に向けたさまざまな取組みが株主の皆様をはじめ全てのステークホルダーの皆様の利益に繋がるものと確信しております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プランの内容）の概要

a. 対象となる大規模買付行為

大規模買付行為とは、次の(a)または(b)に該当する買付行為を指します。

(a)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け等

(b)当社が発行者である株券等について、公開買付けにかかる株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

b. 本プランに定める手続き

(a)大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者には、取締役会が友好的な買付け等であると認めた場合を除き、まず、代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示した、本プランに従う旨の「意向表明書」を当社所定の書式により提出していただきます。

次に、取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを交付し、本必要情報の提供を求めます。提供していただいた情報を精査した結果、本必要情報として不十分であると判断した場合には、取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なります。なお、取締役会は、意向表明書が提出された事実および取締役会に提供された本必要情報のうち、株主の皆様の判断のために必要であると認められる事項を、取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(b)独立委員会の設置

当社は、本プランを適正に運用し、取締役会または取締役によって恣意的な判断がなされることを防止するため、「独立委員会規則」に従い、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公

正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、および社外有識者のなかから選任します。

取締役会は、大規模買付者より本必要情報の提出を受けたときは、これを遅滞なく独立委員会に送付します。

本プランにおいては、下記 c. (a)のとおり、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置を発動せず、下記 c. (b)のとおり、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合には、対抗措置を発動する場合がある、という形で対抗措置発動に係る客観的な要件を設定しておりますが、下記 c. (a)に記載のとおり例外的対応をとる場合、ならびに下記 c. (b)に記載のとおり対抗措置を発動する場合には、取締役会は、取締役会の判断の合理性を担保するため、独立委員会に諮問することとします。

独立委員会は、「独立委員会規則」に定められた手続きに従い、大規模買付者の買付内容につき評価、検討し、取締役会に対する勧告を行います。取締役会はその勧告を最大限尊重し、上記対抗措置の発動または不発動等に関する決議を速やかに行うものとします。取締役会は、かかる決議を行った場合、速やかに情報開示を行うものとします。

(c) 取締役会による評価期間

大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、取締役会は、取締役会による評価・検討、大規模買付者との交渉、大規模買付行為に対する意見形成、代替案立案のための期間（以下「評価期間」といいます。）として、当該買付の内容に応じて下記 または の期間を設定します。大規模買付行為は、大規模買付者が取締役会に対して本必要情報の提供を完了し、評価期間が経過し、取締役会が必要と判断した場合には、(d)の株主意思確認手続を経た後のみ開始されるものとします。

対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる株式の買付の場合は60日間

その他の買付の場合は90日間

ただし、取締役会は、上記 または の評価期間の延長が必要と判断した場合は、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で必要に応じて評価期間を最大30日間延長できるものとします。

評価期間中、取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価、検討します。また、取締役会は必要に応じ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者との間で条件改善について交渉を行うこと、あるいは、株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

なお、取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、適切な時点でその旨および評価期間が満了する日を公表いたします。また、独立委員会の勧告を受け、評価期間を延長する場合には、延長期間とその理由を適切な時点で開示します。

(d) 株主意思確認手続

取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置を発動するにあたり、株主の皆様のご意思を尊重する趣旨から、独立委員会の勧告を受けたうえで、大規模買付行為に対し、対抗措置発動の可否またはその条件について株主の皆様にご判断していただくこともできるものとします。株主の皆様の意思の確認は、会社法上の株主総会またはそれに類する手続（以下「株主意思確認手続」といいます。）による決議によるものとします。取締役会は、株主意思確認手続を開催する場合には、株主意思確認手続の決議の結果に従い、大規模買付行為の提案に対し、対抗措置を発動しまたは発動しないことといたします。

c. 大規模買付行為がなされた場合の対応策

(a) 大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合には、取締役会は、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると取締役会または株主意思確認手続において判断したときに、取締役会は、新株予約権の無償割当てその他法令または当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗するものとします。

具体的な対抗措置については、新株予約権の無償割当てなどその時点で相当と認められるものを選択することとなります。

なお、対抗措置を発動する際の判断の客観性および合理性を担保するため、取締役会は、大規模買付者の提供する本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者および大規模買付行為

の具体的内容や、大規模買付行為が株主の皆様全体の利益に与える影響を検討し、独立委員会からの勧告および株主意思確認手続の結果を最大限尊重した上で判断します。

(b)大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合

大規模買付者により、本プランに定める手続きが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等の対抗措置を発動する場合があります。取締役会は、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守したか否か、対抗措置の発動の適否、発動する場合の対抗措置の内容について、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告および株主意思確認手続の結果を最大限尊重し決定します。

具体的な対抗措置については、新株予約権の無償割当てなどその時点で相当と認められるものを選択することとなります。

(c)対抗措置発動の中止・変更について

大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行う等、対抗措置を発動することが適切でないと取締役会が判断した場合には、取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動を中止または変更することができるものとします。このような対抗措置発動の中止または変更を行う場合は、取締役会は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかに情報開示を行うものとします。

d. 本プランの有効期間、継続と廃止および変更

本プランの有効期間は平成28年6月30日までに開催される第98期定時株主総会の終結の時までとします。ただし、定時株主総会において本プランを継続することが承認された場合は、かかる有効期間はさらに3年間延長されるものとします。取締役会は、本プランを継続することが承認された場合、その旨を速やかにお知らせします。

本プランについては、有効期間の満了前であっても、株主総会または取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。従って、本プランは、株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止することが可能です。

また、取締役会は、本プランの有効期間中であっても、株主総会決議の趣旨に反しない場合（平成25年5月27日以降本プランに関する法令・金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実、ならびに変更等の場合には変更等の内容その他取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

取締役会の判断およびその判断に係る理由

本プランは、以下の理由から、上記の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

a. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

b. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されること

本プランは、大規模買付行為がなされた際に、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入されるものです。

c. 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

取締役の任期は1年となっていますので、たとえ本プランの有効期間中であっても、取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を示していただくことが可能です。さらに、対抗措置の発動にあたっては、株主意思の確認が行われる場合もありますし、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっております。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意思が反映されることになっております。

d. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、大規模買付者による買付提案に応じるか否かが、最終的には株主の皆様判断に委ねられるべきであることを原則としており、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されております。このように、本プランは取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

e. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、対抗措置の発動および本プランの廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、独立委員会が、「独立委員会規則」に従い、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがあるか否か等を評価、検討し、取締役会に対して勧告を行い、取締役会はその勧告を最大限尊重して決議を行うこととします。このように、独立委員会によって、取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

f. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成25年5月27日付「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」をご参照ください。

(http://www.kobayashi.co.jp/corporate/news/2013/130527_01/pdf/01.pdf)

(4) 研究開発活動

当社グループは「“あったらいいな”をカタチにする」をブランドスローガンに、お客様の潜在的ニーズを掘り起こし、今までにない付加価値のある新製品を提供することで、お客様の生活を豊かにしていくことが使命と考えています。

当第1四半期連結累計期間のグループ全体の研究開発費は1,203百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	170,100,000
計	170,100,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年8月6日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	42,525,000	42,525,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	42,525,000	42,525,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日	-	42,525,000	-	3,450,000	-	4,183,793

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日（平成26年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 1,577,000	-	「1(1) 発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
完全議決権株式（その他）	普通株式 40,878,900	408,789	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 69,100	-	-
発行済株式総数	42,525,000	-	-
総株主の議決権	-	408,789	-

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれております。
 また、「議決権の数」には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権数10個が含まれております。

【自己株式等】

平成26年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
（自己保有株式） 小林製薬(株)	大阪市中央区道修町4-4-10	1,557,000	-	1,577,000	3.71
計	-	1,577,000	-	1,577,000	3.71

（注）当第1四半期会計期間末の自己保有株式数は、1,807,525株であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 51,748	1 47,686
受取手形及び売掛金	34,428	31,253
有価証券	3,703	4,002
商品及び製品	7,515	10,290
仕掛品	559	595
原材料及び貯蔵品	2,457	2,445
繰延税金資産	3,240	3,327
その他	2,016	1,675
貸倒引当金	56	54
流動資産合計	105,614	101,223
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	6,254	6,240
機械装置及び運搬具(純額)	2,667	2,588
工具、器具及び備品(純額)	1,016	1,093
土地	3,374	3,373
リース資産(純額)	730	675
建設仮勘定	901	1,114
有形固定資産合計	14,945	15,086
無形固定資産		
のれん	3,970	3,767
商標権	187	149
ソフトウェア	924	920
リース資産	16	12
その他	327	322
無形固定資産合計	5,426	5,171
投資その他の資産		
投資有価証券	38,877	38,416
長期貸付金	614	612
繰延税金資産	838	834
投資不動産(純額)	3,059	3,051
退職給付に係る資産	-	170
その他	1 1,677	1 1,684
貸倒引当金	135	135
投資その他の資産合計	44,932	44,633
固定資産合計	65,304	64,891
資産合計	170,919	166,115

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	11,368	11,871
短期借入金	6	14
未払金	13,053	10,733
リース債務	158	129
未払法人税等	3,639	1,454
未払消費税等	633	627
返品調整引当金	1,501	942
賞与引当金	1,958	1,099
事業整理損失引当金	355	355
資産除去債務	29	19
その他	1,513	3,722
流動負債合計	34,216	30,969
固定負債		
リース債務	609	574
退職給付に係る負債	5,861	5,641
役員退職慰労引当金	24	24
資産除去債務	91	91
その他	3,162	3,198
固定負債合計	9,749	9,530
負債合計	43,965	40,499
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,450	3,450
資本剰余金	4,219	4,219
利益剰余金	118,731	119,618
自己株式	4,706	6,205
株主資本合計	121,695	121,082
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,369	5,324
繰延ヘッジ損益	1,043	696
為替換算調整勘定	373	762
退職給付に係る調整累計額	864	836
その他の包括利益累計額合計	5,174	4,422
新株予約権	83	110
少数株主持分	0	0
純資産合計	126,953	125,615
負債純資産合計	170,919	166,115

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
売上高	27,208	27,171
売上原価	10,739	10,558
売上総利益	16,469	16,613
販売費及び一般管理費	12,526	13,285
営業利益	3,943	3,327
営業外収益		
受取利息	58	56
受取配当金	168	154
受取ロイヤリティー	119	119
不動産賃貸料	68	70
持分法による投資利益	20	9
その他	42	56
営業外収益合計	477	468
営業外費用		
支払利息	4	5
売上割引	145	143
不動産賃貸原価	17	18
為替差損	74	9
その他	3	15
営業外費用合計	246	193
経常利益	4,174	3,601
特別利益		
関係会社株式売却益	514	-
その他	18	-
特別利益合計	532	-
特別損失		
固定資産除売却損	8	4
製品不良関連損失	18	-
その他	4	0
特別損失合計	31	4
税金等調整前四半期純利益	4,675	3,596
法人税、住民税及び事業税	1,432	1,269
法人税等調整額	279	89
法人税等合計	1,711	1,179
少数株主損益調整前四半期純利益	2,964	2,417
少数株主利益又は少数株主損失()	0	0
四半期純利益	2,964	2,417

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,964	2,417
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	288	44
繰延ヘッジ損益	14	17
退職給付に係る調整額	-	27
為替換算調整勘定	946	388
持分法適用会社に対する持分相当額	364	327
その他の包括利益合計	1,008	751
四半期包括利益	3,972	1,665
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,973	1,665
少数株主に係る四半期包括利益	0	0

【注記事項】

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更しております。割引率の決定方法についても、割引率の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取り扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る資産が149百万円増加し、退職給付に係る負債が207百万円減少し、利益剰余金が229百万円増加しております。なお、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益、及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 担保資産

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
(1) 定期預金	50百万円	50百万円
担保に係る債務(保証債務)	50百万円	50百万円
(2) 差入保証金	80百万円	80百万円
(注) 関税法・消費税法に基づく納期限延長制度を利用する際の担保として供託しているものであります。		

2 当社及び連結子会社(小林ヘルスケア ヨーロッパ リミティッド、上海小林日化有限公司、ヒートマックス インコーポレーティッド、台湾小林薬業股份有限公司、小林ヘルスケア(マレーシア) センドリアン パーハッド、ピーティー小林ファーマスーティカル インドネシア、小林ヘルスケア オーストラリア プロプライエタリー リミティッド)においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約等及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
当座貸越極度額及び貸出 コミットメントの総額	26,809百万円	26,800百万円
借入実行残高	-	13
差引額	26,809	26,787

3 偶発債務

ファクタリング取引にかかる債務の期日前弁済額に対して、下請代金支払遅延等防止法により遡及義務を負っている額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
	1,301百万円	1,320百万円

4 保証債務

被災地中小企業の金融機関からの借入に対して、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
被災地中小企業	50百万円	50百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
減価償却費	605百万円	589百万円
のれんの償却額	99	110

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月27日 取締役会	普通株式	1,760	43	平成25年3月31日	平成25年6月7日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年5月26日 取締役会	普通株式	1,760	43	平成26年3月31日	平成26年6月9日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

自己株式の取得

当社は、平成26年4月30日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の取得を行いました。この結果、自己株式は、当第1四半期連結累計期間において1,499百万円増加し、当第1四半期連結会計期間末において6,205百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連 結損益計 算書 計上額 (注)3
	家庭用 品製造 販売	通信 販売	医療 関連	計				
売上高								
外部顧客への売上高	24,081	2,476	335	26,893	315	27,208	-	27,208
セグメント間の内部売上 高又は振替高	740	-	-	740	683	1,423	1,423	-
計	24,822	2,476	335	27,634	998	28,632	1,423	27,208
セグメント利益	3,791	26	246	4,063	358	4,422	247	4,174

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、運送業、合成樹脂容器の製造販売、保険代理業、不動産管理、広告企画制作等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 247百万円は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

固定資産にかかる重要な減損損失を認識していないため、また、のれんの金額に重要な変動が生じていないため、固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間（自平成26年4月1日 至平成26年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連 結損益計 算書 計上額 (注)3
	家庭用 品製造 販売	通信 販売	医療 関連	計				
売上高								
外部顧客への売上高	24,343	2,195	373	26,911	260	27,171	-	27,171
セグメント間の内部売上 高又は振替高	777	-	-	777	1,059	1,836	1,836	-
計	25,120	2,195	373	27,688	1,319	29,007	1,836	27,171
セグメント利益又は損失 ()	3,245	1	174	3,419	300	3,719	117	3,601

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、運送業、合成樹脂容器の製造販売、保険代理業、不動産管理、広告企画制作等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額 117百万円は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

固定資産にかかる重要な減損損失を認識していないため、また、のれんの金額に重要な変動が生じていないため、固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	72円39銭	59円15銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,964	2,417
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,964	2,417
普通株式の期中平均株式数(千株)	40,948	40,866

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる」旨を定款に定めております。平成26年5月26日に開催された取締役会において、平成26年3月31日を基準日として、期末配当を行うことを決議いたしました。

当該決議に係る配当金の総額並びに、1株当たり配当額は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成26年5月26日 取締役会	1,760	43

支払請求の効力発生日及び支払開始日は平成26年6月9日です。

(注)平成26年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8月 6日

小林製薬株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西原 健二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 押谷 崇雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている小林製薬株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、小林製薬株式会社及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。